

平成27年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成27年3月20日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第15号 那須塩原市ホースガーデン条例の制定について
議案第16号 那須塩原市いじめ問題再調査委員会条例の制定について
議案第17号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の制定について
議案第18号 那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例の制定について
議案第19号 那須塩原市観光振興センター条例の制定について
議案第20号 那須塩原市屋外広告物条例の制定について
議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について
議案第22号 那須塩原市行政手続条例の一部改正について
議案第23号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
議案第24号 那須塩原市職員の給与に関する条例及び那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第25号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
議案第26号 那須塩原市水道基金条例の一部改正について
議案第27号 那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正について
議案第28号 那須塩原市特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正について
議案第29号 那須塩原市保育園条例の一部改正について
議案第30号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の一部改正について
議案第31号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
議案第32号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第33号 那須塩原市立小中学校教科用図書選定委員会条例の廃止について
議案第34号 那須塩原市・那須町採択地区協議会の設置について
議案第35号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について
議案第36号 大田原地区広域消防組合の解散について
議案第37号 大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分について
議案第38号 黒磯那須消防組合の解散について
議案第39号 黒磯那須消防組合の解散に伴う財産処分について

議案第 4 0 号 那須地区消防組合の設立について
議案第 4 1 号 第 4 期那須塩原市障害福祉計画について
議案第 4 2 号 那須塩原市子ども・子育て未来プランについて
議案第 4 3 号 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画について
議案第 4 4 号 第 6 期那須塩原市高齢者福祉計画について
議案第 4 5 号 那須塩原市いじめ防止基本方針について
議案第 4 6 号 那須塩原市放課後児童クラブ整備計画について
議案第 4 7 号 那須塩原市公共下水道事業計画について
議案第 4 8 号 那須塩原市下水道総合地震対策計画について
請願・陳情等について
(各委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 2 議案第 6 号 平成 2 7 年度那須塩原市一般会計予算
議案第 7 号 平成 2 7 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
議案第 8 号 平成 2 7 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 9 号 平成 2 7 年度那須塩原市介護保険特別会計予算
議案第 1 0 号 平成 2 7 年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
議案第 1 1 号 平成 2 7 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 1 2 号 平成 2 7 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
議案第 1 3 号 平成 2 7 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
議案第 1 4 号 平成 2 7 年度那須塩原市水道事業会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 報告第 5 号 専決処分の報告について〔契約の変更〕
(報告)
- 日程第 4 報告第 6 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 5 報告第 7 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 6 報告第 8 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 7 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度那須塩原市一般会計補正予算(第 1 0 号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 議案第 5 1 号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 1 0 議案第 5 2 号 那須塩原市定住促進計画（那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 那須塩原市新庁舎建設基本構想について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 1 2 発議第 2 号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 1 3 発議第 3 号 那須塩原市議会議員政治倫理条例の制定について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 1 4 常任委員会所管事務調査報告について
（報告）

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画情報課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	赤井清宏	財政課長	八木澤秀
生活環境部長	山崎稔	環境管理課長	舟岡誠
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	藤田恵子
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	中山雅彦
建設部長	若目田好一	都市計画課長	君島勝
上下水道部長	須藤清隆	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊
農業委員会 事務局長	田代晴久	西那須野 支所長	熊田一雄
塩原支所長	成瀬充		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

発言の訂正

議長（中村芳隆議員） ここで、産業観光部長より発言があります。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） おはようございます。

私のほうからは大変恐縮でございますが、過日の答弁内容の訂正をお願いいたします。

去る3月9日の議案質疑におきまして、櫻田議員のJETRO栃木貿易情報センターの地元負担金につきまして、年間経費は約4,000万円で、うち1,500万円を県が、そして残りの2,500万円を関係団体、市、町が負担するというふうに説明申し上げましたが、正しくは運営経費のうち1,500万円を県と関係団体と市、町で負担するというところでございます。なお、本市の負担金額の20万については変わりがないということでございます。

以上、この場をおかり申し上げまして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

議案第15号～議案第48号及び
び請願・陳情の各常任委員長報告、
質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 日程第1、議案第15号から議案第48号までの34件及び請願・陳情についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案34件及び請願・陳情については、関係委員会に付託してあります。

各委員長は一括して審査の結果を報告願います。初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。23番、平山啓子議員。

〔総務企画常任委員長 平山啓子議員登壇〕

総務企画常任委員長（平山啓子議員） 皆様、おはようございます。

これより、総務企画常任委員会における審査結果についてご報告申し上げます。

平成27年第1回那須塩原市議会定例会において、当常任委員会に付託された案件は条例案件が4件、消防組合の解散、財産処分及び設立案件が5件の合計9件でございます。

これらの付託案件を審査するため、3月11日午前10時より第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長と関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その経過と結果でございますが、報告に当たりましては、委員から出された質疑を中心に申し上げます。

それでは、総務部総務課所管の議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について申し上げます。

委員からは、第1条の別表中、教育支援委員会委員と子ども発達支援カウンセラーでは、いずれも医師の報酬を規定しているが、日額に差がある

のはなぜかとの質疑があり、執行部からは、子ども発達支援カウンセラーは月に1回、適応指導教室あすなろで、実際に子どもの発達支援に関する診察、相談を行っているため、市医と同じ日額2万9,800円とした。一方、教育支援委員会委員は診療ではなく、教育支援の関係の会議において助言を行っており、他の市町村との均衡や業務件数、拘束時間などから日額1万5,000円としたとの答弁がありました。

審査の結果、議案第21号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務部総務課所管の議案第22号 那須塩原市行政手続条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、第37条に規定された処分等求める場合は、電話などの申し出でも可能なのか。要綱等で定める書式によるのかとの質疑があり、執行部からは、同条の第2項に申出書を提出しなければならないとなっており、記載内容が1号から6号までに規定されている。これらの記載内容を備えた様式を要綱等で定めることになるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第22号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務部総務課所管の議案第23号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見はございませんでした。

審査の結果、議案第23号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務部総務課所管の議案第24号 那須塩原市職員の給与に関する条例及び那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、給料表の5級の85号給と6級の77号給でとまっている50代の職員がいると説明があったが、それぞれ8号給ずつふやすことでとまっている人たちの給料が1年に1号給ずつ上がっていくということかとの質疑があり、執行部からは、通常であれば昇給は4号分上がるため2年間は給料が上がることになっているが、それ以降は昇格しないとずっととまっていることになるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第24号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務部総務課所管の議案第36号 大田原地区広域消防組合の解散について、及び議案第37号 大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分についての2件を一括して申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見はございませんでした。

審査の結果、議案第36号及び議案第37号の2件は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務部総務課所管の議案第38号 黒磯那須消防組合の解散について及び議案第39号 黒磯那須消防組合の解散に伴う財産処分についての2件を一括して申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見はございませんでした。

審査の結果、議案第38号及び議案第39号の2件は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、総務部総務課所管の議案第40号 那須地区消防組合の設立について申し上げます。

委員からは、新しくできる那須地区消防組規約は、今ある大田原地区広域消防と黒磯那須消防の組規約と何か変わったところはあるかとの質疑があり、執行部からは、今ある2つの消防組合

と同じであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第40号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務企画常任委員会における審査結果のご報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

12番、鈴木紀議員。

〔福祉教育常任委員長 鈴木 紀議員登壇〕
福祉教育常任委員長（鈴木 紀議員） おはようございます。

それでは、福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成27年第1回那須塩原市議会定例会において当常任委員会に付託された案件は、条例案件10件、その他の案件7件であります。

これらを審査するため、去る3月11日、12日の2日間、第4委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長と関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑、意見等を中心に申し上げます。

初めに、議案第15号 那須塩原市ホースガーデン条例の制定について申し上げます。

委員から、条例第1条に設置の目的があるが目的とはこれのみかとの質疑があり、執行部からは、ホースセラピーによる情操教育や人づくりの教育の推進に加え、定住促進や本市の観光イメージの向上などもあるとの答弁がありました。

また、他の委員から、条例には利用できる人や1日に乗馬できる人数の記載がないが見解を伺うとの質疑があり、執行部からは、記載のない部分については詳細を規則などでさらに詰めていき

いと考えている。なお、利用は市民を優先し、利用できる人数については、馬6頭とポニー2頭を常駐させ、個人と団体利用のパターンをシミュレーションした中で、現時点では約50人から80名が1日当たりのマックスというような試算をしているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第15号 那須塩原市ホースガーデン条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 那須塩原市いじめ問題再調査委員会条例の制定についてを申し上げます。

委員から、第3条に5人以内の委員と書いてあるが、その委員は法律、医療、教育、心理、福祉の5部門で5人と考えているのかとの質疑があり、執行部からは、現時点では弁護士と医師、臨床心理士を基本とし、さらにいじめに関する教育関係者などを想定しているとの答弁がありました。

また、他の委員から、第5条の専門委員とは第3条の委員5人に必要に応じて専門委員が入るという理解でよいのかとの質疑があり、執行部からは、第3条の委員の中に入るのではなく、そのほかに専門委員会を置くという位置づけであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第16号 那須塩原市いじめ問題再調査委員会条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の制定について申し上げます。

委員から、条例中の特定教育と保育施設及び特定地域型施設は新しい施設なのかとの質疑があり、執行部からは、従来からの施設もあるとの答弁がありました。

また、委員から、第3条に利用者負担額が定められているが今までより高くなることはないのか

との質疑があり、執行部からは、料金は国が示した公定価格、利用者負担額を上限として定めることになっているが、本市の場合、数百円程度高い、低いというレベルだろうとの答弁がありました。

審査の結果、議案第17号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第27号 那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 那須塩原市特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正について申し上げます。

委員から、法律改正により難病の種類がふえ、対象人数もふえることから月々の見舞金3,000円を27年度から2,500円とすることでよいかとの質疑があり、執行部からはそのとおりであるとの答弁がありました。

また、委員からは、安倍政権になってから社会保障の削減、抑制が大変強く行われている。そういう中で、難病とは今の進展した医療技術でも対応し切れず、本人は苦勞している。見舞金の引き下げは、こういう人たちに経済的なしわ寄せを強いていく。世界の中でも日本の医療費負担、社会保障の切り下げは、昨年も国連から二度にわたって勧告が出されている。また、OECDの中で日本の福祉のあり方に改善を求める勧告が出ている。このため、こういった対応、措置には反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第28号 那須塩原市特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正については、賛成

多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 那須塩原市保育園条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第29号 那須塩原市保育園条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第30号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について申し上げます。

委員から、経過措置が設けられるのは全部で幾つかとの質疑があり、執行部からは、介護予防・日常生活支援総合事業が29年3月末まで、医療と介護の連携の推進と生活支援サービスの充実、痴呆症対策の推進が30年3月末まで、以上の4事業であるとの答弁がありました。

また、委員からは、介護保険料が13.3%引き上げられる。利用者がふえていく中で、予防介護の体制がしっかりできていない。ボランティア確保の問題と質の問題、あわせて財源が消費税で非常にふさわしくない。大事な社会保障を消費税に頼るといわずれ足らなくなり、再度の引き上げと際限なく繰り返していく。そういう意味から反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第31号 那須塩原市介護保険条例の一部改正については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 那須塩原市こども医療費助

成に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、今回の改正により市へのペナルティーは減るのかとの質疑があり、執行部からは、ペナルティーはなくなりますとの答弁がありました。

審査の結果、議案第32号 那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 那須塩原市立小中学校教科用図書選定委員会条例の廃止について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第33号 那須塩原市立小中学校教科用図書選定委員会条例の廃止については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 那須塩原市・那須町採択地区協議会の設置について申し上げます

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第34号 那須塩原市・那須町採択地区協議会の設置については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 第4期那須塩原市障害福祉計画について申し上げます

委員から、医療の充実により寿命が延びた結果、近年障害者の加齢が非常に問題になっている。計画をつくる際にその点を勘案したか伺いたいとの質疑があり、執行部からは、年齢を区切ったものは表示していないが、在宅で自立してサポートを受けながら生活していくことが難しいことから、そういうことを含めて検討していかなければならないと承知しているとの答弁がありました。

また、他の委員から、アンケートは本人が回答したものと本人以外が回答した場合に、分けて分

析したほうが深みのあるものとなり、充実した計画となると考えるのでご検討いただきたいとの意見がありました。

審査の結果、議案第41号 第4期那須塩原市障害福祉計画については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 那須塩原市子ども・子育て未来プランについて申し上げます。

委員から、子どもの貧困対策など、子どもが最善の状況の中で最善の利益が得られるようしっかり対応していただきたいとの要望がありました。

審査の結果、議案第42号 那須塩原市子ども・子育て未来プランについては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画について申し上げます。

委員から、子どもの権利に関する行動計画は子どもの権利条例が大もとにあるため、条例が変更になったときには、当てはまる文言を速やかに変更されるという解釈でよいのかとの質疑があり、執行部からは、上位法が変われば当然それに則した計画をつくらなければいけないというように理解しているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第43号 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 第6期那須塩原市高齢者福祉計画について申し上げます。

委員から、計画にある特別養護老人ホームへの待機者はいつごろ解消できるのかとの質疑があり、執行部からは、施設の整備を進めても、高齢者もふえてくるため現実的にはなかなか難しい問題があるとの答弁がありました。

また、委員からは、市の努力もある程度理解できるが、保険料を取っていないながら施設を利用でき

ない保険加入者がいることは許されないため反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第44号 第6期那須塩原市高齢者福祉計画については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 那須塩原市いじめ防止基本方針について申し上げます。

委員から、那須塩原市いじめ防止基本方針は学校内で起きる生徒間同士のいじめに限定しているのかとの質疑があり、執行部からは、地域で起きる事態にも対応しなければと考えている。このため、保護者やPTA役員会、学校評議会などへも積極的に周知を図っていききたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、定期的なアンケート調査とあるが、どのくらいの間隔で実施しているのかとの質疑があり、執行部からは、ほとんどの学校で月1回実施しているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第45号 那須塩原市いじめ防止基本方針については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 那須塩原市放課後児童クラブ整備計画について申し上げます。

委員から、統合予定の寺子小、金沢小、塩原小について計画には全く記述がないがどのように検討されているのかとの質疑があり、執行部からは、統廃合を検討している学校については具体的な計画を立てることができないことから記載していない。なお、寺子小は鍋掛小と統合するため、その分の人数を加えているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第46号 那須塩原市放課後児童クラブ整備計画については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果について報告を終わります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。19番、若松東征議員。

〔産業環境常任委員長 若松東征議員登壇〕
産業環境常任委員長（若松東征議員） 産業環境常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成27年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託されました案件は条例案件2件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月11日、第3委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長と関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりまして、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第18号 那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例の制定について申し上げます。

委員からは、消費者はどこの牛乳を飲んでいるのか全くわからないので、この条例によってどこまで生産価値を上げていき、消費につなげていく工夫があるのか。他地域産とどう差別化しPRしていくのかとの質疑があり、執行部からは、酪農協など関係団体と協議を進めてできるだけうまく売っていけるような方策を考えていききたいと思っている。なお、酪農協に条例をつくる話をしたところ、小さな乾杯用容器をつくる手もあると言われている。ゆくゆくはそんなものも考えていききたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、観光地という独特の地域の検討はされたのかとの質疑があり、執行部からは、那須塩原市産の牛乳を売ってもらうという

のは重要なことだと思うが、売っている場所が少なく全種類がそろったところはそうはないので条例を策定するに当たって、ミルクスタンドのようなものができたらいいと考えている。また、レシピコンテストでいいものができれば、旅館で提供してもらってもいいと思っているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第18号 那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例の制定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 那須塩原市観光振興センター条例の制定について申し上げます。

委員からは、職員の配置については事務处理的な人が、観光に精通している人を置くのかとの質疑があり、執行部からは、兼務の所長と専任の職員を1名予定しているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第19号 那須塩原市観光振興センター条例の制定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

14番、眞壁俊郎議員。

〔建設水道常任委員長 眞壁俊郎議員登壇〕

建設水道常任委員長（眞壁俊郎議員） 皆さん、おはようございます。

建設水道常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は条例制定案件1件、条例の一部改正案件2件、規約の変更案件1件、計画案件2件、陳情1件の計7件であります。

これらを審査するため、去る3月11日と12日、

第2委員会室において、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

初めに、議案第20号 那須塩原市屋外広告物条例の制定について申し上げます。

委員からは、今回の条例制定に当たり、間違いなく違反とわかる看板等について説明会等はどのような方針で行うか。また、規約等の作成状況はどのようになっているかとの質疑があり、執行部からは、看板は全数で2,776基、許可が出ている物件が145基で、2,631基が許可のない物件である。その事業者、527事業者に対して2月に4回説明会を実施した。出席者は111人で、約2割強である。説明会に来ていない人が相当数いるので、27年度から通知を出したり、ホームページ、広報等を利用しながら随時説明会等を実施する考えである。規則等については、条例と並行して作成しており、条例が可決になった後、告示する予定であるとの答弁がありました。

議案第20号 那須塩原市屋外広告物条例の制定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 那須塩原市手数料条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、長期優良住宅の認定審査で住宅性能評価書ありの申請区分が導入された背景はどのようなことか。また、住宅性能評価書はつけなくてもいいのかとの質疑があり、執行部からは、本来、長期優良住宅認定に関して、申請するには適合証の添付が必要であるが、今回簡素化された住宅性能評価書でも申請できるように法律の改正が行われた。今までは適合証の作成が難しいため、大手住宅メーカーの申請がほとんどだったが、今後は規模の小さい会社でも申請ができるようになったものと解している。また、認定申請において

は住宅性能評価書はつけなくてよいということではなく、適合証もしくは住宅性能評価書の添付が必要であるが、住宅性能評価書は適合証における評価項目の9分野27項目のうち4分野10項目と少ないため、それだけ市の審査における手間や時間がかかるため、このたび適合証より高い手数料を新たに設定したというものであるとの答弁がありました。

議案第25号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 那須塩原市水道基金条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、鳥野目浄水場の小水力発電の売電量は、また基金の運用はどのようなものかとの質疑があり、執行部からは、売電収入は年間230万円を予定している。基金の運用については小水力発電設備本体及び関連設備の維持管理、更新に充てるとの答弁がありました。

議案第26号 那須塩原市水道基金条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について申し上げます。

議案第35号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更については、委員からは特に質疑等はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 那須塩原市公共下水道事業計画について申し上げます。

委員からは、今回、下永田区域において下水処理地区が拡大となった。以前は下永田区域は中央幹線に接続が難しいと言われていたが、何か取り入れ口が使えるようになったのか。

また、他の委員からは、黒磯地区、塩原地区においては従来の区域から広げないということであるが、それらの検討はとの質疑があり、執行部からは、下永田区域では二つ室地区から国道400号に向けた幹線が整備されたことにより、二つ室の幹線に流し込むものと中央幹線に流し込むものと2つの方法が進められることになったものである。また、黒磯地区、塩原地区においては将来的な人口減少を見据え、この計画期間においては現在の処理能力で足りるとの判断により、事業規模を拡大するのではなく、処理施設の一部縮小で進めるものとするとの答弁がありました。

議案第47号 那須塩原市公共下水道事業計画については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 那須塩原市下水道総合地震対策計画についてを申し上げます。

委員からは、管路施設の耐震性能について、レベル2の地震動の発生に対してとのことだが、レベル2とはどの程度のものかとの質疑があり、執行部からは、レベル1は震度5弱を想定したもので、レベル2は震度6強から7に匹敵する地震となっているとの答弁がありました。

議案第48号 那須塩原市下水道総合地震対策計画については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第1号 給水区域の指定及び公営水道の敷設に関する陳情について申し上げます。

まず、審査に先立ち3月11日に執行部立ち会いのもと、現地調査を実施していることをご報告させていただきます。

その上で、委員からは、陳情理由の に専用水道が廃止されたためとあるが廃止の事情は詳しくわからないものの、現在も廃止された専用設備から安定的に供給されている。また、陳情 には、

周辺地区の環境が著しく悪いため牧草畑へのふん尿散布によるとあるが、水質の検査結果等が明確になっていない。よって、不採択がよいのではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、水は絶対に必要不可欠なものであり、供給が絶たれる心配があるのも事実だと思う。趣旨採択がよいのではないかとの意見がありました。

採決に当たりましては、初めに、採択すべきものについて挙手を求めましたが、挙手はありませんでした。

次に、趣旨採択とすべきものについて挙手を求めましたが、挙手少数であったため、陳情第1号給水区域の指定及び公営水道の敷設に関する陳情については、不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わりにいたします。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第15号から議案第20号までの6件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第15号から議案第20号までの6件について

は、福祉教育、産業環境、建設水道各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第20号までの6件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について、討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。11番、日本共産党、高久好一です。

議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について、反対する討論です。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係する条例の規定を整備するものです。あわせて那須塩原市の特別職員で、非常勤特別職の報酬等又は職員互助会の会員の範囲に関する規定を改正するため、条例の一部を改正するものとしています。

新教育委員会制度発足に伴う改正等は、教育委員長制度を廃止し、新教育長を市長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員となることから、一般職としての規定を削除し、特別職の職員としての規定を追加するものです。認めることはできません。

自民・公明、与党などは、政治勢力は教育を支配できるよう教育委員会改正案を賛成多数で可決しました。教育委員会の独立性を奪い、侵略戦争の美化の愛国心教育や異常な競争に教育を押しつける法案の危険性が浮き彫りになるだけでなく、下村文科相が答弁の訂正、撤回を連発し、議案の欠陥ぶりも明らかになっています。

反対する理由は、文科相が自治体首長の政治的主張によって教育が支配されやすくなることです。現行制度は、住民代表の教育委員たちが首長から独立して、自治体の教育行政を進める建前です。首長に自治体の教育大綱を制定する権限を与え、その大綱に教育委員会が意を用いることを義務づけています。

しかも大綱は、国の方針を参考にすることが義務づけられています。大綱に愛国心教育を推進するなど、教育の内容に踏み込んだことも書き込めるのではないかとこの質問に、下村文科相は教育内容に関する記事を記載することが妨げられるものではないと明言しました。教育委員会の独立性を奪う大きな狙いの一つが、侵略美化の愛国心教育を子どもたちに押しつけることにあるのは明らかです。

政府が提出理由に挙げた教育行政の責任体制の明確化も、重大なごまかしであることが明らかになってきました。いじめ対応などを例に、執行責任が教育長にあるか、教育委員会にあるかは現行法でも変わらないと指摘し、責任体制は同じではないかという追及に、文科相はわかりやすさの整理を行ったと答えるだけで、法が責任体制を明確化するものとは言えませんでした。

日本弁護士会は、政府の言う責任体制の不明確さについて、現行法でも教育委員会と責任の所在は明確に定められていると批判する意見書を提出しました。法を変える根拠は崩れ去ってきているのです。日弁連の意見書は、法制について政治的中立性の確保など、教育の自主性、自立性が守られ、子どもの学習権、成長発達権が確保される上で、極めて重要な基本的理念を損なうおそれが強いと指摘しています。日本教育法学会も撤回、廃止を求める声明を出しています。全国連合小学校会長と全日本中学校長会も会長の連名で、政治的

中立性の確保が必要だとし、首長の個人的な思想、信条により教育施策がゆがめられることがないよう歯どめをかける制度を検討するよう要請書を提出しました。

法律の専門家や学校関係者が法案の問題点を指摘したり、要望を表明しています。政府はこうした声に耳を傾け、施行をやめるべきです。戦争をする国づくりのために教育を変えようとする安倍政権の押しつけは認められません。憲法が保障する教育と教育行政の自主性を守るために、議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について強く反対し、討論を終わります。議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第21号については、総務企画常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第21号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

議案第22号から議案第30号までの9件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第22号から議案第30号までの9件については、総務企画、福祉教育、建設水道各常任委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員に反対議案の確認をいたしたいと思います。反対する

議案の……。

11番（高久好一議員） 議案第28号に反対いたします。

議長（中村芳隆議員） それでは採決いたします。

議案第28号 那須塩原市特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正について、福祉教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて採決いたします。

議案第22号から議案第27号並びに議案第29号から議案第30号については、総務企画、福祉教育、建設水道各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について、討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党、高久好一です。

議案第31号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について、反対する討論です。

今回の条例改正は、国の省令に沿って27年4月1日から要介護度が軽いとする要支援1、2の高齢者のサービスの一部を4月以降、全国一律の介護保険給付から切り離して、段階的に市町村の業務へ移す制度改正で、本市の場合 保険料基準額を年額5万4,000円から6万1,200円、13.3%引き上げ、月額を4,500円から5,100円とするものです。

複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介

護に改称します。

です。予防給付から地域支援事業に移行する要支援の通所介護、訪問介護等について、自主体制の構築のために経過措置期間を規定するものとしています。経過措置期間は新しい介護予防生活総合事業は体制が整わず、実施時期を平成27年度4月1日から29年3月31日まで延期します。

本市では、多様なサービスが受けられると説明されてきましたが、ボランティアの確保もままならず質も量も危ぶまれています。全国的に4月に移行する自治体は、7.2%の114自治体にとどまる見通しであることが厚労省の調査でわかりました。栃木県内では4月に移行を計画しているのは、上三川町だけで他の市町村は対応できず、国の介護計画は最初から大きくつまづいています。

さらに、医療介護連携の推進、生活支援サービスの充実、認知症対策の推進の3事業では、27年4月1日からの実施時期を消費税の10%引き上げるまで延期し、平成30年3月31日に対応するというものです。

これまで国は、消費税は社会保障を目的に充当しますという国の公約は従前から言われてきたことですが、めぐりめぐって8割強は大企業の減税の財源として使われてきました。消費税が8%に増税された後も、法人税や所得税の社会保障への充当額は消費税に置きかえられただけで、消費税の社会保障への充当額は増税額の2割程度しかふえませんでした。社会保障という分野に消費税を財源にするということが、いかに適切でないかということが浮き彫りになっています。介護保険の構造的欠陥から起こる財源不足によって、保険料の引き上げはこれからも際限なく繰り返されることとなります。

反対する理由は、保険料の13.3%もの値上げです。市の被保険者2万8,115人に占める要介護認

定者は4,439人で、前年度比3.4%の増です。認められません。

那須塩原市で介護保険が払い切れず、滞納し、制裁を受け、1割の利用料を3倍負担しなければならぬ市民が、4月から2月13日までで延べ75名います。昨年からの増加率は45%を超えます。介護に必要な人、健康弱者への制裁は、人道上からも決して認められません。直ちに中止するよう求めます。

市に226人、26年10月1日現在の入所待機者がおり、9月に補正予算で10床分を計上しましたが、減少には結びつかずふえています。使えない保険で保険料を取ることは許されません。施設の整備を早急に求めるものです。介護が必要な人が利用できるように市に抜本的改善を求めて、議案第31号那須塩原市介護保険条例の一部改正について、反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、18番、金子哲也議員。

〔18番 金子哲也議員登壇〕

18番（金子哲也議員） 18番、金子哲也です。

議案第31号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

本案は、第6期那須塩原市高齢者福祉計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料引き上げなどを内容とするものであります。

本市の高齢化率は第6期中には25%に達し、要介護認定者数の増加等は避けられない中、介護基盤を整備し、必要な介護サービスを確保していくための貴重な財源となるのが介護保険料であります。

今回の保険料は介護サービスの給付の伸びとのバランスを取った結果であり、引き上げに当たっては財政調整基金の取り崩しなどにより、保険料

基準額を抑制する配慮がなされております。介護保険制度を継続的かつ安定的なものにするため、また介護を必要とされる方への適切なサービスの提供を行うためにも、本案は適切であると理解し賛成するものであります。

以上。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第31号については、福祉教育常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第31号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号から議案第48号までの17件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第32号から議案第48号までの17件については、総務企画、福祉教育、建設水道各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第48号までの17件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情等について。

陳情第1号については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

陳情第1号については、建設水道常任委員長報告は不採択です。

採決いたします。

陳情第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第1号については、不採択と決しました。

議案第6号～議案第14号の予算常任委員長報告、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算から議案第14号 平成27年度那須塩原市水道事業会計予算までの9件を議題といたします。

議案第6号から議案第14号までの9件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、23番、平山啓子議員。

〔予算常任委員長 平山啓子議員登壇〕

予算常任委員長（平山啓子議員） これより、予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成27年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された議案は、議案第6号から議

案第14号までの平成27年度当初予算案件9件でございます。

これらの付託案件を審査するため、3月18日水曜日、午前10時より本庁303会議室において、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査に当たりましては、私と3人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

初めに、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算についてですが、討論では委員から、社会保障・税番号制度は金融、保険、不動産などの業界が求めたもので、国民が望んだものではない。導入したアメリカなどでは不正使用が続き、その対策費は天井知らずと言われている。未完成のシステムに市民の情報を守れるはずはなく、市職員の負担軽減どころか、対策に追われて負担増となることが懸念されている。この制度導入のための予算は認められない。

また、庁舎建設事業費が計上されているが、建設を前提とした限られた少数市民の意見しか反映できないアンケートのみで進めるやり方は、市民との協働を裏切る手法で反対以外にないとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

討論では、委員から、約22億円ある豊かな財政調整基金については、市民から預かった大切な財産であり、3年後の県への移管までに予防医療や検診の強化、また保険料の引き下げを行い、市民に還元すべきである。県との協議に委ねるべきで

はないとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

討論では、委員から、社会保障・税番号制度を導入することにより、サービスの利用抑制、徴税の強化、短期証の機械的な発行が行われようとしており、この制度にかかわるシステムの導入は認められないとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算について申し上げます。

討論では、委員から、市は4月からの介護保険料引き上げを決めたが、消費税増税とアベノミクスによる物価上昇によって、市民の暮らしが大変なときであり認められない。住基ネットシステムを使うことにも反対する。

また、入所待機者は減るどころかふえており、待機者解消のため早急な施設整備を求め、予算に反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計予算から、議案第13号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計予算までの4件について一括して申し上げます。

これら4件につきましては、委員からの質疑や討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のと

おり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第14号 平成27年度那須塩原市水道事業会計予算についてですが、委員からの質疑や討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算審査常任委員会の報告といたします。

議長（中村芳隆議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算について、討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を始めます。

市は、27年度から人々から選ばれるまちづくりの実現に向けた事業継続を強化し、人口減少時代における都市間競争に勝ち残るとともに、市誕生10周年という節目を迎えさまざまな事業を皆様と一緒に取り組み、次の時代に力強い一歩を踏み出していくため予算編成が必要と考え、キーワードを未来への投資としています。

今回の予算は、市税184億6,477万円、国庫支出金70億6,128万円、県支出金31億3,140万円に、市債35億4,970万円や、諸収入の20億3,996万円を投

入し、前年度比マイナス5.69%の総計452億7,000万円とするものです。

国は、3月10日、住基ネットに国民一人一人の預貯金額を確認できるシステム導入を閣議決定し、13日衆議院の審議を打ち切り通過させました。市は、その導入を見込んで予算を計上していました。システムは、社会保障制度の利用抑制や削減、徴税の強化を進めるものです。

反対する理由は、この社会保障・税番号制度に伴うシステムとして、市は総務費、民生費、衛生費を合わせ7,412万4,000円の補助金が交付されています。市は、これらに市の方針に沿って対応するものです。社会保障・税番号制度は日米金融、証券、保険、不動産業界が民間活用を前提に強く要求してきたもので、国民が望んだものではありません。

既に導入しているアメリカや韓国では、情報の流出や成り済ましなど不正使用が多発し、システムが完成していないため効果的な防止策がなく、対策費が天井知らずの状態です。イギリスでは2008年に国民IDカード制を導入しましたが、2年後、政権交代で国家は必要以上の国民の個人情報収集しない、国民の人権を踏みにじる制度として廃止しました。ドイツではナチス時代の反省が強くあり、国が個人情報を管理することには非常に慎重で、それぞれ異なる番号を税金と社会保険などに限定的に使用しているだけです。日本では、ベネッセ全国学力テストの個人情報流出事件でも対策はありません。未完のシステムに市民の大切な個人情報が守れるはずもなく、市職員の負担軽減どころか、対策のための負担増が懸念されています。このシステムの導入は認められません。

新庁舎の建設事業として庁舎建設基本設計、業務量調査で6,600万円、庁舎建設事業認定申請図面等作成と測量など2,000万円、合わせて8,694万

6,000円が計上されています。建設前提の限られた少数市民の意見しか反映できないアンケートで突き進むやり方は、市民との協働を裏切る手法であり反対以外にありません。東京オリンピックや震災復興事業による建設資材や人件費の高騰する今、建設を急ぎ市民に70億前後の多額の負担をふやすべきではありません。延期を検討している鹿沼市などを参考にすべきです。

総務諸費として、自衛官募集等事務費に報償金、自衛官募集謝礼として10万円が計上されています。18歳になる市民の名簿が自衛隊に提供され、自衛官勧誘に使われています。希望してないのに一番先に自衛隊が来たと、市民が不思議がっています。今すぐやめるべきです。

民生費、子ども・子育て支援事業、認定こども園、非常勤職員として利用者専門員290万円を計上しています。ファミリーサポートセンター運営事業として600万5,000円を、利用助成金として18万9,000円が計上されています。国の補助事業であるにもかかわらず、事故が起きた場合の保険や共済は当事者がそれぞれ加入し、事故後の交渉もそれぞれ当事者が対応することになっており、弁護士に素人の当事者が対応せざるを得ない事例が起きています。善意のボランティアが安心して専念できるよう、一括して市が使っている日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とすべきです。

衛生費、塵芥処理費に指定ごみ袋管理事業として9,303万4,000円が計上されています。事業系ごみは増加しているものの、家庭系ごみは微増はあるものの目標値は既に達成しており、県で一番高いごみ袋は半額に引き下げよう求めます。

土木総務費、木造住宅耐震診断補助金事業に105万円、木造住宅耐震改修補助事業に240万円が計上されています。4年前の3.11震災時に利用が

あったとき以外は、利用者が非常に少ない状態です。市は消費税増税とアベノミクスで苦戦する地域経済に商工会と連携し商品券を発行しますが、短期的な対策になります。全国各地の自治体を取り組んでいる住宅リフォーム助成制度は、国の交付金対象になり得るといふ政府答弁を引き出すことができました。地元経済の持続的な循環を高め、経済波及効果が30倍とも言われる県内5市町が取り組んでいる住宅リフォーム助成制度の早期の導入を市に求めるものです。

消防団活動費として、1億2,059万9,000円が計上されています。操法大会や点検などで参加して目につくのは、自動車や装備は定期的に更新されているものの、団員の定数が不足し、新入団員の獲得に苦闘する消防団員にヘルメット、消防服が古く、長靴で安全靴にはなっていないことです。任務遂行にも影響を及ぼします。任務に専念できるよう、定期的な更新、支給を求めるものです。

予算編成には市民サービスを低下させず、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民ニーズに応える市民サービスを確保し、引き続き東電原発事故の放射能汚染から市民の暮らしとなりわいを守る那須塩原市本来の仕事ができるよう強く要望し、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を終わります。議長（中村芳隆議員） 次に、7番、櫻田貴久議員。

〔7番 櫻田貴久議員登壇〕

7番（櫻田貴久議員） 皆さん、こんにちは。議席番号7番、TEAM那須塩原、櫻田貴久です。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度は、人々から選ばれるまちづくりの実現に向けた事業を継続、強化するとともに、新市誕生10周年という節目にさまざまな事業を市民

一丸となって取り組み、次の時代に力強い一歩を踏み出していくための予算としたものです。

このため、事務事業推進のキーワードを未来への投資とし、さらにキーワードにつながる4つのテーマ、未来を拓く子どもたちの健やかな成長のために、未来を創る地域産業の活性化のために、未来に集う人々の活発な交流のために、未来を守る災害対応力の強化のために該当する事業を、優先課題推進枠とし設定し、社会保障・税番号制度など新たな課題にも対応することとし、優先すべく施策、課題、事業を明確化するとともに、これまで蓄積した貴重な財源を活用して、本市の将来に向けた施策を重点的に予算計上しております。

こうして編成した平成27年度一般会計当初予算は452億7,000万円であり、放射能対策を除いた実質的な予算は対前年比1.3%増となっています。

その内容を見ると、歳入においては、市の借金である市債を前年度より5億9,210万円減少させ、自主財源比率においても前年度より2.2ポイントアップしており、人件費の構成比を15.2%まで抑えるなど、経費の無駄ゼロなど効果的な執行に努め、健全財政への工夫が見られます。

次に、歳出では、未来への投資につながる事業とし、定住促進PR事業や公共施設等総合管理計画策定事業、合併時からの約束であった庁舎建設などを計画しています。

また、優先課題推進枠である未来を拓く子どもたちの健やかな成長のためにでは、子ども・子育て支援事業や許可保育園の運営及び建設に係る事業、放課後児童対策事業、外国語教育推進事業など、子育て支援や特色のある教育推進の予算を計上しております。

さらに、未来を創る地域産業の活性化のためにでは、旅行会社などの投票で国内の人気温泉ランキングを決める第28回にっぽんの温泉100選に塩

原温泉が47位、板室温泉が96位に選ばれました。本市の観光地としての知名度を上げ、観光振興を積極的に推進するために那須塩原市観光局の設置や地域起こし協力隊運営事業なども予算計上されています。

このほか、黒磯駅周辺地区都市再生整備や防災対策推進費など、予算編成方針に定められた4つのテーマに即した予算が数多く計上されておりま

す。また、市制誕生10周年記念事業とし28事業、その中でも定住促進キックオフイベントや記念式典などを開催するなど、市民との協働により推進していくことで、市民の皆様と心を一つにできる予算も計上されています。

20%還元プレミアム商品券の発行などは、市民並びに地元で商売をする人たちにとっても非常に楽しみな予算計上であり、本市の景気が幾らかでも上向くことが期待されます。

スポーツ施設においても、念願であったくろいそ運動場、野球場整備の着手が決まり、また青木サッカー場においてクラブハウスの建設など、整備を継続、実施していく予算計上であり、市民スポーツの充実が図られています。

また、スポーツ活動の推進と健全な心身の育成とを合わせ、市のブランドイメージを高めることで定住促進につながる那須塩原ホースガーデンを活用する乗馬事業については、市民の皆様の期待に沿うよう強く要望してまいります。

どうして、この予算に反対をするのでしょうか。私にはわかりません。これらの事業を力強く推進することで、未来へつなげるすばらしい那須塩原市となることを願い、私の討論を終了いたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第6号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第6号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、高久好一です。

議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、反対する討論です。

27年度の予算は、国民皆保険制度を支える国民健康保険の運営を目的に設置したものであり、25年度、26年度の医療給付状況などを分析し、計上したものとしています。

予算は27年度、被保険者数を前年度に比べ447人減の3万6,241人とし、予算額は前年度比14%増の152億4,490万4,000円としました。市町村の国保財政がこんなに厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担の50%を半分以下の24%に引き下げてきたことにあります。

栃木県の自治体の国保収納率が東京に次ぎ悪いのは、栃木県の保険料が高く、他の県に比べ県民への支援が少ないからです。国には国庫負担をもとに戻すよう、県には支援をふやすよう要請すべきです。

市の国保財政調整基金は約22億円、市民1人当たり約6万円となり県内2位を誇ります。豊かな財政調整基金は市民から預かった大切な財産です。3年後の県単一化を前に予防医療や検診を強める

とともに、保険料を引き下げ市民に還元すべきです。県との協議に委ねる方法には反対です。1位の塩谷町は、1人当たり6万9,000円の基金を保険料の引き下げに使います。県内自治体では初めて二度にわたる保険料の引き下げは、那須塩原市の収納率を向上させ、国保財政改善を推し進める役目を果たしています。

子どもの医療助成に冷たい仕打ちをしてきたのは歴代政権です。国は子どもや重度心身障害者など医療窓口負担の無料化を実施した全国の自治体に対し、国民健康保険の国庫負担を総額約380億円減額するペナルティー制裁措置を毎年課してきました。栃木県は県に先行して、県内市町が既に実施してきたこども医療費の窓口負担の現物給付を県民の世論と運動に押されて、ようやく就学前まで拡大します。これに伴い、本市の現物給付へのペナルティ - がなくなります。そこで近隣市町に比べ中身の薄い本市のこども医療を拡充し、当面中学3年生まで現物給付とするよう求めます。

厚労省の25年度の県内市町の国保滞納等の速報値が発表されています。資格証発行率が3.28%で7年連続全国ワーストワンの栃木県。那須塩原市の国民健康保険で最大の課題は、資格証や短期証の発行を漫然と続けることではなく、直ちに保険証の取り上げはやめて、27年度歳入の22.1%を占める保険料33億6,937万円の収納率を上げるため、市民が払いやすい保険料に引き下げ、市民の実情に沿った納税相談を強めるべきです。

那須塩原市の25年度の資格証の発行は949世帯となり、発行率が県で4番目に高い4.71%です。市民に過酷な保険証の取り上げには反対する以外にありません。

発行率で小山が1位になり、真岡が2位、鹿沼が3位と、他の市が変わりましたが、栃木県全体の1万726世帯の8.85%を那須塩原市が占めてい

ます。短期証発行でも県内では1位の矢板市が8.01%、那須塩原市は6%の9位で、1,209世帯でした。市は資格証の発行は極力避け、短期証にとどめるよう努力をしていると言ってきましたが、市の国保財政が改善してきており、25年度の滞納世帯は3,147世帯で15.6%、25市町中14位です。早急な対策を講じることを強く求めます。

国民健康保険法第1条には、この法律は国民健康保険事業と健全な運営を確保し、もって社会保障及び国保保険の向上に寄与する目的とすると。国保は社会保障に寄与する制度、つまり、社会保障だと明確に規定しています。

さらに9条でも、災害や病気など特別な事情があれば保険証を維持できる決まりです。国がこの事実を認めるようになってからようやく5年です。資格証を発行しても結果的に診療がおくれ、病状も悪化を招き、医療費の増大につながり収納率も上がらず、よいことは何もないという理由からです。

県内でも、那珂川町は、今回も資格証を発行しませんでした。那珂川町など県内幾つかの市や町が国保財政の単年度決算は赤字です。市は保険証がなくても無料または低額で診療が受けられる制度があり、県内医療機関としては日赤と済生会宇都宮の協立病院が認められていることを市民に早急に知らせるべきです。

安倍自公政権は、民主党、維新の党を含め、国民皆保険制度を崩壊させる混合診療や株式会社の参入を認める環太平洋連携協定T P P参加を急激に強めています。反対する以外にありません。

同時に進められている道州制や国保の県単一化は、市区町村の独自の取り組みを困難にさせ、住民の声を届きにくくする、住民自治を崩壊させる制度です。市や町は国の言いなりになるのか。住民自治を守り、市民の健康を守る立場で市や町は

国保料を引き下げ、値上げを抑制する努力を続けるのが厳しく問われています。市の国保財政改善の道は、改善が見られるものの警戒も必要です。国には国庫負担の増額を求め、市民が払いやすい保険料の引き下げと保険証の取り上げの制裁はやめ、きめ細やかな相談体制を強め、市民の健康と命を守るという市本来の仕事ができるよう、強く求めるものです。

議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、4番、齊藤誠之議員。

〔4番 齊藤誠之議員登壇〕

4番（齊藤誠之議員） 議席番号4番、TEAM那須塩原、齊藤誠之です。

議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成27年度の国民健康保険特別会計は、昨年度と比べ18億72万2,000円、率にして14.0%増加し、総額152億4,490万4,000円の予算でございます。本市の国民健康保険の運営は、保険給付費が高齢化の進展や医療技術の高度化などにより増加する一方、保険税収入が平成26年度からの税率引き下げにより減少するなど大変厳しいものがある中、国民皆保険を支える制度として安定的に継続して運営する必要があるほか、被保険者の健康等の増加にも配慮する必要があります。

そのような中、平成27年度の予算は国県交付金の確保に努め、歳出では市民の健康度アップのための保険事業費の増額にも努めるなどの配慮がなされた予算であると認めるところであります。

今後も財源確保のため、保険税収納率の向上など適切な運営をお願いし、本案に賛成するものであります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第7号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第7号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論です。

那須塩原市の後期高齢者被保険者数は1万2,289人となり、昨年より341人ふえ、2.9%増となっています。

27年度の予算案は、総額8億9,659万4,000円で、昨年度より1.2%増となっています。後期高齢者医療制度は20年度から始まり、運営は栃木県後期高齢者医療広域連合が行っています。那須塩原の場合、人口が11万7,000人であるため広域連合には市長と議長が広域連合議員として参加しています。

18日に議長から広域会議の報告が行われましたが、全ての議案が異議なく可決され、広域議会から国への要請を行うなどの発言はありませんでした。

埼玉県後期高齢者医療広域連合は、2月17日、

新座市の工藤薫議員、日本共産党の議員です、の質問で、安倍政権は低所得者などに配慮した保険料特例軽減を廃止することによって、埼玉県の内では31万人以上に影響が出ることになり、保険料は約5倍になる人もいます。保険料の滞納の75%を低所得者が占める中で、持続可能な制度と言っていますが、保険料を払うことが困難になれば制度自体が成り立たなくなると、広域連合として国に言うべきことは言うべきだと迫りました。こうした中で、埼玉広域連合の担当課は丁寧な説明など混乱を招かないよう十分な対応をするよう国に求めていくと答弁しています。

栃木県内でも、後期高齢者が過酷な同様の事態が考えられます。市長と議長には、次回の栃木県後期高齢者医療広域連合議会では、低所得高齢者に配慮した対応を国に求めるよう要求いたします。

予算に反対する理由は、社会保障・税番号制度の導入が行われ、利用の抑制と徴税の強化や短期証の発行が機械的に行われようとしているからです。安倍自民・公明の政権は日本の財界やアメリカの金融、保険、証券会社の要請に迎合し、高齢者医療の分野でも国民に冷たく過酷な制度を押しつけようとしています。ほとんどの国民はこのカード制度は、印鑑証明書や住民票がコンビニで安く取れる制度としか理解されていないことがテレビや新聞のアンケートでも示されています。安く取れるのは、国民の税金が将来の企業活動を見込んで潤沢に投入されているからです。

既に導入されているアメリカや韓国では、先ほどから述べてきたとおりです。システムが完成していないため効果的な対策がなく、対策費の見通しさえ立たない状況です。イギリスやドイツ、この国の取り組みは、日本にとって非常に教訓的な対応をしています。しっかりと参考にしていく必要があります。

安倍政権は、国民一人一人の口座や預貯金額が把握できるよう番号制度を拡大する議案が衆院を通過し、今、参院に回っています。未完成のこのシステムに市民の大切な個人情報を守るはずがありません。市はこのシステムの整備から直ちに中止し、拡大をすべきではありません。市職員の負担軽減どころか、対策に負担増が懸念されています。このシステムの導入は認められません。

改定のたびに上がる75歳以上の後期医療保険料の負担も深刻です。厚労省の調査では、滞納者が全国で23万8,000人となり、短期保険証を発行された高齢者は、2万3,300人と過去最多を更新しています。本市の短期証の発行も128人となり事態は深刻です。ほとんどの滞納者は、年金から天引きの対象になっていない低年金、低所得の高齢者と見られます。負担に苦しむ高齢者がこれほどいる中で、広域医療の保険の軽減措置を廃止し、さらに引き上げようとたくらんでいるのが安倍自公政権です。実施されれば保険料が5倍から10倍にはね上がる高齢者も生まれています。逆行した改正を断念し、年齢差別と負担増の制度は廃止すべきです。

那須塩原市の後期高齢者は、この3年間に保険滞納者が2.7倍の363人にふえているにもかかわらず、減免制度の利用者は3名であり、内訳の2人は原発の事故に伴う被災者と残る1人は刑務所に収監されている減免と、こう聞いています。減免制度にも利用抑制が行われていると聞いています。適切な利用を行うよう強く求めます。

厚労省は、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の収支も公表しました。差し引き4,274億円、前年度比1,274億円の増、黒字で1人当たりの保険料は6万6,876円でした。高齢者いじめの後期高齢者医療制度は、廃止しない限り差別と、高齢者の人口がふえることによって医療費がふえれば、

直接、保険料が上がり続ける世界にも例のない最悪の医療制度です。一刻も早いこの制度の廃止を求めるものです。

高齢市民の健康と命を守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、3番、相馬剛議員。

〔3番 相馬 剛議員登壇〕

3番（相馬 剛議員） 議席番号3番、TEAM那須塩原、相馬剛です。

議案第8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成27年度の後期高齢者医療特別会計は、歳入では繰入金金の増加により、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金の増加により、前年度に比べ1,080万5,000円、1.2%増加し、総額8億9,659万4,000円となります。

本特別会計は、広域連合への納付金支払いのほか、納付金の財源となる後期高齢者医療保険料の賦課徴収のための経費、窓口対応のための経費などを計上するものであり、平成27年度予算はそれら必要な経費を過不足なく計上された予算であると判断するところです。

今後も適切な事務執行に努めるとともに、財源の確保に向け収納率のさらなる向上に期待し、本案に賛成するものであります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第8号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第8号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、反対する討論です。

市は、27年度予算は第6期介護保険計画の初年度に当たり、計画の着実な実現のための予算として被保険者を26年度比2.5%増の2万8,115人、要介護認定者数を4,439人の3.4%増とし、予算は26年度比7.0%増の76億6,793万6,000円とするものです。

市長の市政運営方針では、障害者や高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域による見守り支え合い体制を構築するため地域見守り支え合い事業を実施してまいりますとあります。

国庫負担が少ないことが原因となる介護保険の構造的欠陥が、健康弱者の生活と命を守る介護保障制度となり切れない現状を抜本的に変革することが強く求められています。

反対する理由は、那須塩原市は4月からの4,600円の介護保険料を5,100円と13.3%値上げすることを決めました。消費税増税とアベノミクスによる物価上昇で、市民の暮らしが大変なときです。認めることはできません。

2つ目の理由は、安倍自公政権の介護利用の削減と利用抑制により、新規の施設入所は要介護3以上に限定し、既に入所している方は継続利用が

できるものの、全国では入所待機者が52万人に達し、保険料は年金から天引きされて払っていても必要な人が利用できず、許されない事態です。

26年3月の市の入所待機者は243人で、このとき市長は徐々に解消していくものと答弁していました。昨年の9月補正予算で10床分急遽ふやしたものの、10月1日の待機者数は263人となり、逆に20人ふえてしまう状況です。市の施設整備は、特別養護老人ホームを含め解消する時期は明確に示すことができない状態になっています。入所待機者のための早急な施設整備を求めます。

3つ目の理由は、市で保険の滞納者に給付制限を行っており、25年度は延べで55件、26年度は2月17日までに75件の給付制限措置を行っています。1割の自己負担額を3倍払わなければ利用できなくなる制裁です。直ちにやめて、支払方法や相談活動を強めるべきです。

さらに、障害者の介護は、65歳から介護保険を優先して使わなければならない改悪されるため、1割負担が義務づけられ、介護保険が制度改悪で障害者を苦しめる状況も生まれています。抜本的に保険利用者を守る制度とするよう改正を求めます。

今回の介護保険条例の改正は、国がふえ続ける介護費用の抑制と、国による一律保険サービスから自治体の財政状況に合わせた質の低いサービスにする格差拡大を地方自治体に押しつけるもので、到底認められません。

安倍自公政権や民主党、維新の党も日本の財界やアメリカの金融、保険、証券会社の要請に迎合し、介護の分野でも国民に冷たく過酷な制度の押しつけを強めています。介護保険にも社会保障・税番号制度は導入され、民間活用を前提に日本やアメリカの財界が強く要求してきたもので、ほとんどの国民は、印鑑証明や住民票がコンビニで安

く取れる制度としか理解していません。正確な情報を提供すべきです。

このシステムは、イギリスやドイツでは先進的な取り組みが行われており、特にドイツではナチス時代の反省が強く生かされており、日本には教訓的です。国が個人情報を管理することは非常に慎重で、それに異なる番号を税金と社会保険など限定的に使用しているだけで、日本のような拡大計画はありません。日本では、無防備のまま、ベネッセ全国学力テストの個人情報の流出事件などが起きていますが、対策はありません。未完のシステムに市民の情報を守れるはずがありません。このシステムを直ちに中止し、拡大すべきではありません。市職員の負担増のみが懸念されています。このシステムの導入は認められません。

障害者や健康弱者が安心して暮らせる世の中こそ、誰もが安心して暮らせる世の中につながりません。要支援者、要介護者の健康と暮らしを守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、反対する討論を終わります。議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

〔8番 大野恭男議員登壇〕

8番（大野恭男議員） 議席番号8番、大野恭男です。

議案第9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本案は、第6期那須塩原市高齢者福祉計画の初年度に当たり、計画の着実な実現に向けて円滑で安定した事業運営を行うため、精査、積算して計上したものと説明を受けました。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、介護サービスの利用者が増加し、制度に対する理解も深まるなど、高齢化社会における介護不安を

解消する制度として定着しているところと考えます。

当予算案の大部分を占める保険給付費が、対前年比7%増の73億2,800万円余りを計上し、年々ふえ続ける介護事業費に対応しているものであります。また、事務的経費についても介護保険制度を運営するために必要なものと理解するところで

す。
今後、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう第6期那須塩原市高齢者福祉計画をしっかりと推進していただき、地域包括ケアシステムの整備、地域包括支援センターの機能強化、地域見守り支え合い体制の構築に取り組むなどの適正な予算と判断し、議案第9号平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算に賛成する討論といたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第9号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第9号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第10号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計予算から議案第14号 平成27年度那須塩原市水道事業会計予算までの5件については討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第10号から議案第14号までの5件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第14号までの5件については、原案のとおり可決されました。

報告第5号～報告第8号の報告

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第3、報告第5号 専決処分の報告についてから日程第6、報告第8号 専決処分の報告についてまでの4件を一括議題といたしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号から報告第8号までの4件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 報告第5号から報告第8号までの4件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、契約の変更及び損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申

し上げるものであります。

まず、報告第5号について申し上げます。

追加でお配りをいたしました議案書の6ページから7ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年6月の第2回定例会において議決をいただき、宮沢建設株式会社と契約いたしました永田保育園改築工事について契約の変更を専決処分したので、ご報告を申し上げるものであります。

契約の変更内容につきましては、園舎のメンテナンス性を考慮し、天井点検口の取りつけや床暖房用配管上部のコンクリート仕上げなどの費用として、契約額を123万1,200円増額したものであります。

次に、報告第6号について申し上げます。

議案書は8ページから9ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年1月16日、那須塩原市関谷地内の市道唐沢2号線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方は市道唐沢2号線を下田野の方面から関谷へ走行中、道路上のがたつきのあったグレーチングに右前輪が乗ったところ、はね上がったグレーチングが車体下部に当たり、相手方車両の車体下部を破損したものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、損害賠償金92万453円のうち、修理費用62万453円を市から相手方に支払い、代車費用30万円を市から株式会社トヨタレンタリース埼玉に支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第7号について申し上げます。

議案書は10ページから11ページ、議案資料はご

ざいけません。

本件は、平成25年12月23日、那須塩原市新南地内の市道西朝日町・石林445号線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方は市道西朝日町・石林445号線を石林方面から西朝日町方面へ向かって歩行中、街路樹の根により舗装が隆起していた場所に足を取られ転倒し、顔面を強打したことにより前歯を欠損するとともに裂傷を負ったものであります。

相手方の損害につきましては、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金5万8,210円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第8号について申し上げます。

議案書は12ページから13ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年9月23日、那須塩原市下永田7丁目地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方が稲の刈り取りをしていた際、コンバインが道路から落下した市のカラーコーンを巻き込み、ベルトが破損したものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金1万1,340円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、4件につきましてご報告申し上げます。議長（中村芳隆議員） 報告、説明が終わりました。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第7、議案第49号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第49号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書が1ページ、議案資料は1ページから4ページです。

今回の補正は、国の補正予算の決定及び経済対策等による事業の追加並びに地方債の振り替えを行うとともに、下水道事業特別会計への繰り出しに係る予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では14款国庫支出金で国の補正予算による国庫支出金の決定に伴い、公立学校施設整備費負担金6,986万6,000円を減額するとともに、学校施設環境改善交付金1億3,737万円を追加し、国の経済対策に伴う決定により防災・安全交付金825万円を追加するものであります。

また、21款市債では、国庫支出金の決定に伴う事業費の追加及び有利な地方債への振り替えを行うものであります。

歳出では、8款土木費で国の経済対策による平成27年度に予定していた橋りょう改修工事の前倒し実施に係る経費として、1,530万円を道路維持管理事業に追加するほか、下水道事業特別会計における福島第一原子力発電所事故に伴う東京電力からの補償金の年度内合意が困難となったことに

よる歳入減額の補填分として、一般会計からの繰出金8,191万9,000円を追加し、14款予備費において歳入との差額166万5,000円を減額調整するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ9,555万4,000円を追加し、平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を511億3,611万6,000円とするものであります。

また、これら予算補正のほか、2件の繰越明許費の設定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。失礼いたしました。

東京電力からの補償金と読んだそうですが、賠償金でございますので、間違いを訂正させていただきます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第49号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第8、議案第50号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 議案第50号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は2ページ、議案資料は5ページになります。

今回の補正は、福島第一原子力発電所事故に伴う東京電力からの賠償金支払いについて、本年度内に合意することが困難な見込みとなったことから、歳入予算の調整について必要な予算措置を行うものであります。

現在、黒磯及び塩原水処理センターから発生する放射性物質を含む汚泥については、民間での処分ができず、その全量を県が運営する下水道資源化工場に搬出・処分する方法を強いられております。これらの副次産物の処分に係る平成25年度分の追加的費用として、東京電力に賠償を請求してまいりましたが、県と東京電力の間で下水道資源化工場に搬入する県内全市・町と賠償内容の公平性の観点から調整に時間を要し、本年度内に合意することが困難な見込みとなったことから、歳入について、6款諸収入で雑入8,191万9,000円を減額し、4款繰入金で一般会計繰入金を同額の8,191万9,000円追加するものであります。

なお、これらによる予算総額の変更はござい

せん。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第9、議案第51号 契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 議案第51号 契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は3ページ、議案資料は6ページでござ

います。

本案につきましては、稲村小学校管理特別教室棟改築工事の契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、那須塩原市立稲村小学校管理特別教室棟が築後40年以上経過し、老朽化が著しく、耐震性も低いことから改築を行うものであります。

施設の概要は、管理特別教室棟鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積1,257.48㎡であります。

契約につきましては、条件つき一般競争入札を行った結果、落札いたしました福田・石川特定建設工事共同企業体と契約を締結するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号～議案第53号の

上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第10、議案第52号 那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略について及び日程第11、議案第53号 那須塩原市新庁舎建設基本構想についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第53号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 議案第52号及び議案第53号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第52号 那須塩原市定住促進計画（那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）について申し上げます。

議案書は4ページと別冊計画書、議案資料はございません。

本案は、那須塩原市定住促進計画（那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）について、那須塩原市議会基本条例第11条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

政府は、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月27日にはまち・ひと・しごと創生長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定いたしました。それに伴い、都道府県と市町村においては地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を、来年3月までに策定するこ

とが求められております。

本市におきましては、将来の人口減少を見据えた速やかな対応を図るため、昨年3月定住促進計画を策定し、人口の減らないまちづくり、人々から選ばれるまちづくりの実現に向け、定住促進に最も力を注いで取り組んできたところであり、本市の定住促進計画と政府が自治体に策定を求める地方版総合戦略とは、人口減少対策と地方の創生といった点では、その目的が同じであるため定住促進計画を改定し、本市の総合戦略としたところでございます。

今後はこの総合戦略を着実に推進し、市民一人一人がこのまちに生まれてよかった、住んでよかったと実感していただける地域社会を実現させてまいりたいと考えております。

次に、議案第53号 那須塩原市新庁舎建設基本構想についてご説明申し上げます。

議案書は5ページと別冊計画書、議案資料はございません。

本案は、那須塩原市新庁舎建設基本構想について那須塩原市議会基本条例第11条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

新庁舎建設事業につきましては、合併協定項目に基づき、庁内での協議、調査等を進めてきたところでございますが、平成23年3月の東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故発生により、喫緊の課題である放射能対策を優先的に取り組むこととし、新庁舎建設に関する検討などを一時延期した経緯がございます。

本年度から改めて検討を始めることとし、昨年4月に庁内での検討組織及び市民などが参画する懇談会を立ち上げ、検討及び協議を進めてまいりました。

本基本構想は、市民検討懇談会や市民アンケート調査、そして本市議会からのご提言等を尊重し

てまとめたもので、新庁舎建設に関する基本的な考え方をお示しするものであります。

また今後、策定する新庁舎建設基本計画や基本設計、実施設計でより具体的に個別事案の検討を行う際の基本となるものでございます。

以上、2件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号及び議案第53号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第53号の2件については、原案のとおり可決されました。

発議第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第12、発議第2号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正につ

いてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、15番、齋藤寿一議員。

〔議会運営委員長 齋藤寿一議員登壇〕

議会運営委員長（齋藤寿一議員） それでは、那須塩原市議会委員会条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

4月1日より行政組織機構の一部改正に伴って、委員会の所管が変更になるための改正と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

まず、第2条第2号の福祉教育常任委員会の所管に「子ども未来部」を加えます。

次に、第19条の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改正いたします。

なお、附則として、教育委員会委員長の経過措置をしてございますので、申し添えておきます。

議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を

終結いたします。

これより採決いたします。

発議第2号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第13、発議第3号 那須塩原市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会活性化検討特別委員長、17番、吉成伸一議員。

〔議会活性化検討特別委員長 吉成伸一議員登壇〕

議会活性化検討特別委員長（吉成伸一議員） 発議第3号 那須塩原市議会議員政治倫理条例の制定について、提案理由のご説明をいたします。

議会活性化検討特別委員会では、那須塩原市議会議員政治倫理条例の制定に向けて、平成25年度において10回、平成26年度において12回の協議を行ってまいりました。

初めに、那須塩原市議会議員政治倫理条例の制定の目的について申し上げます。

この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である那須塩原市議会議員が市民の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使し、自己又は特定のものの利益を得ることのないよう必要な事項を定めることにより、市

政に対する市民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする条例であります。

那須塩原市議会政治倫理条例は、5つの骨格で成り立っています。その骨格は3本の柱と2本のはりからつくられています。

柱の1本である政治倫理基準と請負規制は2条から4条に、柱の2本目の資産公開は5条、6条であり、柱の3本目の問責制度は22条から25条にうたっています。

2本のはりは、1本が政治倫理審査会であり、7条から17条であり、2本目のはりは住民の調査請求権を19条に定めています。

なお、この条例は、平成27年4月1日からの施行を予定しています。

議員各位におかれましては、議会活性化検討特別委員会のこれまでの取り組みに対しまして、特段のご理解とご協力をいただけますようお願いし、那須塩原市議会議員政治倫理条例の制定についての提案理由の説明といたします。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第3号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員会所管事務調査報告に
ついて

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第14、常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

常任委員長の報告を求めます。

産業環境常任委員長、19番、若松東征議員。

〔産業環境常任委員長 若松東征議員登壇〕
産業環境常任委員長（若松東征議員） 産業環境常任委員会の所管事務調査における行政視察の報告を申し上げます。

平成27年2月16日月曜日から18日水曜日の3日間にかけて委員5名が参加し、熊本県南小国町、大分県別府市、福岡県みやこ町、首都圏の観光PR事業の状況について視察してまいりました。

まず、2月16日月曜日は、熊本県南小国町黒川温泉観光旅館協同組合で、旅館経営者が一体となった観光振興の取り組みについて説明を受けました。行政を頼らず、あえて若手を入れた旅館経営者組織の取り組みに誘客への力を感じました。

次に、2月17日火曜日は、大分県別府市にある株式会社瀬戸内自然エナジーで温泉を活用した発電施設を視察しました。温泉で発電するには、温度等の自然的条件、機械の技術向上も必要なことから、本市において取り組むには難しさを感じました。

また同日、福岡県みやこ町で物産直売所を視察

し、農業と商業が一体化した直売所の運営について説明を受けました。設立以降、高い売上げ水準を維持している背景には、ものをつくるプロと売るプロが築いた信頼関係があり、地域住民が安心して利用できる体系が整えられていると感じました。

次に、2月18日水曜日は、首都圏で行われている本市の観光PRの状況を確認しました。東京モノレール羽田国際線ターミナル駅では、デジタルサイネージとポスター及びパンフレットの設置状況について、JR東京駅ではびゅうプラザを訪問しました。

塩原温泉と板室温泉のPRについては、今後も力を入れてもらいたい、PR効果が本市の誘客につながるように期待したいと思います。

その他詳細につきましては、お手元に配付されました報告書にお目通しください。また視察先の資料等は、ごらんになりたい場合には事務局にお申し出ください。

以上、産業環境常任委員会による所管事務調査における行政視察の報告を終わります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

市長挨拶

議長（中村芳隆議員） 以上で、平成27年第1回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 閉会に当たりご挨拶申し上げます。

去る2月27日から本日まで22日間にわたり開催されました平成27年第1回那須塩原市議会定例会、本日閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様には平成27年度那須塩原市一般会計予算のほか、本日の追加議案9件を含め、合わせて63件の案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定を賜りまして、ありがとうございました。

また、一言。

先ほど成立いたしました那須塩原市議会議員政治倫理条例の制定に当たりましては、経過については承知をしておりましたが、昨日の新聞、地元紙1面トップにこの件が扱われておりまして、行く先々で市民の新鮮な驚きに触れることができました。議会の皆様方のこれまでのご努力に対しまして、私からも心から敬意を表したいと思っています。

また、会派代表質問や市政一般質問さらには議案審議の場におきまして、皆様方から提示されましたご意見等につきましては、大変重要なものであることから尊重させていただくとともに、今後十分に検討を加えさせていただきたいと考えております。

さて、ここで議員の皆様方をお願いを申し上げ、ご理解を賜りたい案件がございます。

現在、開会中の第189通常国会において審議されている地方税法等の一部改正法案につきましてですが、この法案が3月中に可決、公布される見込みでありますので、その場合には市税等関係条例の一部改正を早急に行う必要があることから、これらを専決処分させていただきたく、お願いを申し上げます。

また、結びに平成27年度は私が市長に就任して

4年目を迎え、節目の年となります。本市のブランドメッセージ、チャレンジing那須塩原、一歩踏み出す人を応援するまちのもと、私もこれまで掲げてきた公約のさらなる実現に向け、今後も邁進してまいります。

また、那須塩原市誕生10周年を迎えた記念すべき年度でもございます。市民が心を一つにできる記念行事を成功させ、地域への理解をさらに深めていくこととともに、積極的に少子化対策や定住促進施策を展開し、人々から選ばれるまちづくり、人口の減らないまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位には、さらなるご協力を賜りますようお願いを申し上げます。第1回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 市長の挨拶が終わりました。

閉会の宣告

議長（中村芳隆議員） 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る2月27日から22日間にわたり開会されました平成27年第1回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして、議員各位並びに市執行部のご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対しまして、心から御礼を申し上げたいと存じます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

さて、一雨ごとに春を感じるこの季節は、出会いと別れの季節でもあります。本議会に出席されております山崎生活環境部長、若目田建設部長、須藤上下水道部長、熊田西那須野支所長、成瀬塩原支所長、阿美選挙管理委員会事務局長、田代農業委員会事務局長、舟岡環境管理課長初め、この3月をもって33名の職員の皆様が退職されると伺いました。退職される皆様には、大変お世話になりました。また、ご苦労さまでございました。

ことし1月で本市は合併して10年を迎えることができました。その間、退職される皆様は新市の一体感醸成のため、また市民から合併してよかったと思えるように行政運営や市民福祉の向上を目指し、その職場、職場で優先してご尽力されました。4年前に発生した東日本大震災による復旧処理対応や、福島第一原発事故に伴う放射能対策問題、風評被害対策等、また近年はこのまちに生まれてよかった、住んでよかった、人々から選ばれるまちづくりとして定住促進等の施策に対しても、豊富な行政経験、知識及び新たな発想をもって事務をとられたこと、及び我々議員に対して誠実に接していただいたことに心から感謝を申し上げます。

これから、第二の人生を歩むに当たりまして、皆様に幸多きことを祈念するとともに、今後も健康に十分留意され、本市発展のためご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、3月に退任、退職を迎える皆様への贈る言葉といたします。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時40分